

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和2年8月11日(火) 午前9時30分
2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室
3. 農業委員 10名中9名出席し、その氏名は次のとおり
太田 修 尾上 昭 則 野田 稔 由喜門 尊
藤原 由果 木下 泉 石黒 五月 大森 茂利
藤澤 美芳
4. 農地利用最適化推進委員
山本 和博 松尾 頼男 立岡 元 大森 幹男
福池 正美 射越 誠一
5. 議事に参与した者
事務局長 服部 博昭
事務局 青木 潔
事務局 坂本 隆也
6. 議事内容
第1号議案 農地法第3条許可申請について
第2号議案 農地法第5条許可申請について
第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定)
そ の 他

事務局長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和2年度瀬戸内市農業委員会、第5回の総会を始めさせていただきます。それでは開会にあたりまして、木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長（会長） おはようございます。本日も暑い中のご参加、ご出席いただきありがとうございます。本日も複数案件がございますので、皆様の適正な審査、ご意見のほどよろしくお祈いします。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数10名のうち9名ということで、なお、久山委員からは欠席の報告を頂いております。それでは瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。以降の議事の進行につきましては木下会長よろしくお祈いします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに大森委員、藤澤委員、よろしくお祈いします。早速ですが、議題の方に入らせて頂きます。まず、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案資料の2頁目をご覧ください。農地法第3条許可申請についてでございます。

【1番案件】

譲受人「牛窓町鹿忍■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■」。1人目の譲渡人「牛窓町牛窓■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍4444-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は641㎡。譲受人の農地までの距離は800m。耕作面積は3,610㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。2人目の譲渡人「牛窓町千手■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町鹿忍4634-3」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は296㎡。農地の所在地は「牛窓町鹿忍4646」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は688㎡。譲受人の農地までの距離は1m。耕作面積は3,610㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■ ■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕

作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人と譲渡人は義兄弟であり、両親が死亡した際、遺産分割により現在の形に至る。今回譲受人である■■■にまとめて面倒をみてもらいたいとのことで、話がまとまった。近隣等の農家の影響が特にありません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「邑久町福谷■■■■■■■ ■ ■ ■■■ ■■■」。譲渡人「大阪府堺市南区■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■ ■ ■■■ ■■■」。農地の所在地は「牛窓町長浜2515-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は551㎡。「牛窓町長浜2775」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は194㎡。「牛窓町長浜2792」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は533㎡。「牛窓町長浜3457」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は991㎡。「牛窓町長浜3792-1」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は1,116㎡。譲受人の農地までの距離は1km。耕作面積は12,559.43㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人と譲渡人は親戚筋にあたる関係であり、譲渡人は現在大阪で生活をしているため、管理等もできないことから、譲渡人へ無償で譲り渡し、管理をお願いしたいとのこと。近隣等の問題もなし。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「邑久町山田庄■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

譲渡人「邑久町山田庄■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。

農地の所在地は「邑久町山田庄167-4」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は147㎡。譲受人の農地までの距離は10m。耕作面積は9,652㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲受人が当該地を取得し今後耕作したいとの申し出が譲渡人にあり、双方で話がまとまり今回の申請に至りました。近隣等の影響もございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【4番案件】

譲受人「邑久町山田庄■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。譲渡人「岡山県岡山市東区■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「邑久町山田庄303-2」。登記、現況地目はいずれも「畑」。面積は315㎡。譲受人の農地までの距離は250m。耕作面積は97,618.22㎡となっております。家族数、耕作者数はいずれも4名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人が岡山市に住んでおり、今後耕作も管理もすることができないため、だれか耕作をしてくれる人はいないかと探していた際、今回の譲受人が耕作しても良いとのことで話がまとまりました。近隣等の影響もないので、問題なし。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【5番案件】

譲受人「長船町飯井■■■■■■■ ■■ ■■■ ■■■ ■■」。譲渡人「長船町飯井■■■■■ ■■ ■■ ■■■ ■■」。農地の所在地は「長船町飯井482-1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,095㎡。「長船町飯井559」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,185㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は53,132.46㎡となっております。家族数は4名、耕作者数は3名。取得の理由は「増反」によるもの。譲

渡理由は「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■ ■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するのに十分な機械の能力を保有しており、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は個人でありますので、適用はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積を超えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、譲渡人は現在耕作を行っておらず、管理をしている状態であったが、今後高齢のため、管理も難しいとのことであり、譲受人と話したところ話がまとまった。近隣等にも特に影響はなし。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、事務局から第1号議案の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。1番案件について、山本委員をお願いします。

山本委員 1番案件についてご説明します。譲受人と譲渡人の3名は義理兄弟です。今回まとめて面倒を見て欲しいということで話がまとまりました。また特に周辺農地への問題もないと思われまます。ご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、2番案件について、松尾委員、をお願いします。

松尾委員 2番案件についてご説明します。譲渡人と譲受人は親戚筋にあたり、大阪に譲渡人が住んでいるので今後も耕作を行うことが困難であるため、譲受人へ無償で渡したいとのこと話がまとまりました。特に問題はありませのでご審議のほどお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして、3番、4番案件について、立岡委員、をお願いします。

立岡委員 3番案件についてご説明します。譲受人である■■さんが隣地である当該農地を耕作したいとのこと譲渡人の■■■と交渉したところ話がまとまりました。周辺農地への問題もないと思われまます。ご審議の

- 福池委員 3番案件についてご説明します。本運輸が今後の事業拡大等のために駐車場にしたいと申し出があり、地権者との話もまとまりました。隣地承諾等も円滑に進み、特に問題もありません。
- 議長 はい、ありがとうございます。続きまして、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。4番案件について、射越委員をお願いします。
- 射越委員 4番案件についてご説明します。スイキュウの出口付近の土地で蓮を植えている部分を購入して露天駐車場として使用することです。近隣等の問題も特にありません。
- 議長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの第3号議案につきまして何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- それでは、ご意見ないようですので、意見がないものとして農業委員会として意見を付してよろしいか。
- (全員賛同の声)
- それでは意見なしといたしまして、続いて、採決に入らせて頂きます。第3号議案農地法第5条許可申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- 議長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。続きまして、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について(利用権設定)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。議案資料4頁目をご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議案書をもとに朗読】**
- 議長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議長 ご意見ないようですので、第4号議案につきまして、承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせていただきます。事務局、お願いします。
- 事務局 まず、今後の総会の予定を申し上げます。9月の総会につきましては、9月10日木曜日に瀬戸内市役所 2階大会議室で開催予定となっておりますのでおねがいます。10月の総会につきましては、10月8日木曜日に瀬戸内市中央公民館の多目的ホールで予定しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、令和2年度の農業委員会の改選についてご報告させていただきます。まず、農業委員については公募数と定数が同一であったため、8月議会で議会同意を得る予定となっております。次に農地利用最適化推進委員については、定数が20人に対して22人の応募がありました。そのため後日、瀬戸内市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱に従い、8月5日に評価委員会を設置し、候補者について評価を行いました。これは要綱第7条の規定により農業委員会に報告を行うこととなっておりますので、この場を借りて報告をさせていただきます。

なお、候補者に選考された方については今後11月4日（水）に開催予定としております、令和2年度第1回臨時総会で議案を提出し、新体制となった農業委員会で委嘱を行う予定となっております。臨時総会の詳細はまだ決まっておりませんので後日決まり次第、通知を行います。以上となります。

議長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見もないようですので、これをもちまして、令和2年度8月の総会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和2年8月11日

議長

署名委員

署名委員